官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（**厚生労働**四〇）　一
○漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**三三一）　三
〔公　告〕
諸事項　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金変更関係　七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八一